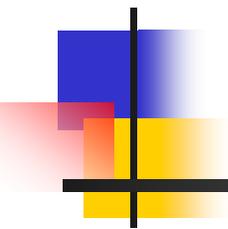


# 会計の目的等に関する説明資料

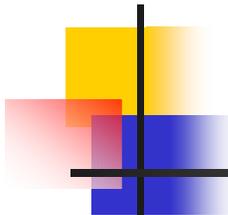
---

平成16年3月2日



# 1. 会計の目的 (財務報告の目的)

---



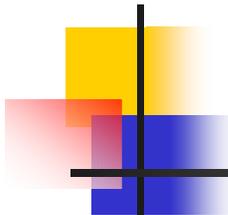
## (1) 会計基準設定の対象

---

独立行政法人である「機構」  
特殊会社である「会社」の有料道路事業

### (留意事項)

- ・ 現行の企業会計、類似事例、国際的会計基準の動向を斟酌
- ・ 会社の有料道路事業以外の事業に関するディスクロージャーのあり方も検討(株式は非公開、子会社保有などの可能性)



## (2) 会計情報の利用者

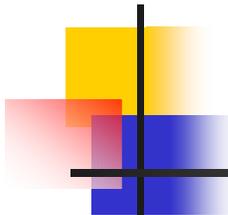
---

### 機構 (債務の返済を主目的とする)

- ・ 出資者 (国 (国民)、地方公共団体 (住民))
- ・ 債権者 (将来を含む)
- ・ 監督官庁
- ・ 会社 等

### 会社 (将来上場を目指す)

- ・ 出資者
- ・ サービスの受益者 (国民)
- ・ 債権者 (将来を含む)
- ・ 監督官庁
- ・ 機構 等



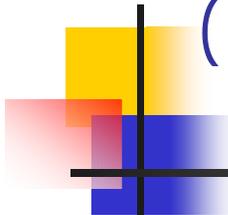
### (3) 財務報告の目的

報告主体の受託責任及び会計責任(説明責任)を示すこと  
財務報告の利用者の合理的意思決定に有用な財務情報  
を提供すること

機 構	会 社
・資産の保有、貸付の実態 ・行政サービス提供能力 ・債務の返済能力 の表示 等	・有料道路事業の採算性 ・国民財産の合理的な管理・ 運営状況 の表示 等

(参考)財務報告目的の対比(公会計/企業会計)

	公会計	企業会計
受託責任及び会計責任	<p>受託された資源に対する会計責任報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算準拠性報告</li> <li>・財務資源の源泉、配分、 使途情報</li> </ul>	<p>受託された資源に対する会計責任報告</p>
意思決定情報	<p>業績評価情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済性 ・効率性 ・有効性</li> <li>資金調達・返済能力</li> <li>サービス提供能力</li> </ul>	<p>投資・与信等の意思決定</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>経営成績・財政状態 財政状態の変動</p>



## (4) 各公団等から会社及び機構への再編行為の実態の考え方

---

### 新経営組織の性格

経営主体である国等と国民等の中に新たな経営資源の委託・受託関係が生じた

国等の持分の清算・再投資

再編の前後で事業の実態に変化はない

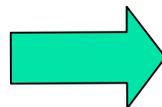
国等の持分が再編行為の前後で継続

## (5) 再編時の資産評価方法

### 再編行為の経済的実態に即した会計処理方法

#### 経済的実態

国等の持分の清算・再投資

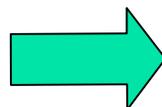


#### 会計処理

**フレッシュスタート法**

(再投資額(時価)で評価する方法)

国等の持分が再編行為の前後において継続

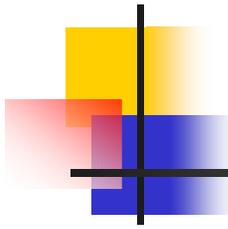


**持分プーリング法**

(当初の投資額(帳簿価額)で評価する方法)

(留意事項)

- ・法律的側面
- ・日本郵政公社等過去の事例を参考



## (前提となる事項) 法律的側面

---

### 現物出資的な組織再編形態をとるかどうか

- ・ 商法上、現物出資についての計算規定はないが、目的物の評価は検査役の調査による規制等から時価以下で行うことが求められる
- ・ 独立行政法人として設立される機構についての再編行為が現物出資的な構成をとる場合は、出資時の資産・負債の評価については時価を基準とすることが原則  
(中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」平成11年4月27日)

## (参考) 民営化等を行った法人の資産等の承継方法

法人名	承継・評価
<b>日本郵政公社</b> (H15.4成立)	評価委員による時価評価 (帳簿価額による例外あり)
<b>東日本旅客鉄道他</b> (S62.4設立)	帳簿価額が原則 (時価評価による例外あり)
<b>新幹線鉄道保有機構</b> (S62.4設立)	時価で承継 (再調達価額で評価)
<b>日本電信電話</b> (S60.4設立)	帳簿価額で承継 (再評価は行わない)
<b>日本たばこ産業</b> (S60.4設立)	財産の全部を出資 (現物出資資産・負債 = 公社資産・負債 - 塩専売事業用資産・負債)

# (参考) 特殊法人の独立行政法人化に伴う承継資産等の評価方法の考え方

参考資料2 - 3より

## 中央省庁等改革に係る大綱

独立行政法人に対する土地、建物等の現物出資も可能とする。現物出資される財産の価額は、時価を基準に評価することを原則とし、資産評価委員が評価することとする。

## 中央省庁等改革の推進に関する方針

(4) 現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

## 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

### 第2条第1項第8号

前2項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

## 承継の基本的考え方

(「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A)  
資産の総額から負債の総額を控除した額が国から出資されたものとする。